

第15回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年11月19日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前11時
午前11時10分～午後0時

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義
----	------

【傍聴議員】

議員	岡山 明
----	------

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 委員会中継について
- 2 市民モニターについて

【会議の概要】

- 1 委員会中継について
委員会中継の方法について、事務局から説明した。

主な説明内容

- 庁内ランを設置している業者、本会議中継の業者、インターネット中継の業者の3社と情報管理課同席の下、協議した。

- 協議の結果、本会議中継で使っている回線を使って、ユーストリームにより中継するシステムが構築できないか業者に依頼した。
- ユーストリームはスマホ対応である。現在の本会議中継はスマホ対応ではないが、来年度の更新時に契約変更すれば対応できる。
- ユーストリームで流したときにどのようなになるか12月議会で検証したい。

結論

委員会中継を12月議会で試行し、その後、さらに協議することとした。

2 市民モニターについて

前回までの議論に基づき作成した資料について、事務局から説明した。

主な説明内容

- 第1条について、モニター制度はどのようなものか解説を記載した。
- 第2条について、市民懇談会を対象から削除した。理由は、
 - ① 市民懇談会は、申し込んだ団体と議会が対等の立場で懇談する会議であり、傍聴を認めるかなど申し込んだ団体に対する配慮が必要だ。
 - ② 市民懇談会は、傍聴を想定していないので、傍聴を認めた場合、会場設営や傍聴者の把握が困難だ。
 - ③ 市民懇談会に関する意見、提言等は申し込んだ団体から受けるシステムを作ればモニター制度の補完になる。
- 第3条第4号の「モニター会議に出席し、議会活動及び運営に関する意見交換を行うこと」を削除した。その理由は、
 - ① モニター全体の意見をまとめて提言するための会議のように取れる。
 - ② モニターを集めて意見交換をした場合、モニター全員と意見交換できない可能性がある。
- 第4条の定員について、10人程度と決定したが、問題点を記載した。
 - ① 定数を10人程度としたが、人数が少ない場合、広く意見を聞くことにはならないのではないか。
 - ② 会議の傍聴、視聴やホームページなどモニタリングの対象は多岐にわたっており、多くの人数が必要ではないか。

③ 年齢、性別、居住地の著しい偏りがないう配慮する場合、少ない人数では対応しきれない。

これらの問題点から、選出方法を含めて再検討が必要ではないか。

- 第6条の募集方法について、推薦団体を決定する場合、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないような配慮が必要で、定員も一緒に検討する必要がある。また、公募の重複について、兼ねることの弊害は何かとの投げ掛けである。
- 第7条の選考について、公募の委員は定足数を超える場合などに年齢などに著しい偏りがないうに配慮して選考し、団体推薦は原則推薦のとおり決定する。
- 第10条の謝礼について、通常の生活の中での活動を想定しているので、モニター活動全体のお礼として謝礼を渡す。謝礼の内容は他市の状況も調査して決定する。

(1) 第1条「モニターとは」について

委員の主な意見

- 他市の状況を調べた。モニターの中に専門委員会を作っているところもあるが、一個人の意見ではなくなる。また、一定のグループを作って提言する仕組みができているところもある。モニター個人として限定していいのか。
- 取りあえず事務局が説明した内容でスタートし、今後改善していくようにしたらいい。
- 設置目的は何か、広く意見を聞くという「広く」の意味は何か、議論して詰めておかないといけない。
- 議会活動にモニターが入れないという問題をどう見るかだ。
- 最初からモニター制度を完璧にするのではなく、一定の経験を積んでステップアップする位置付けでいい。とりあえずやってみるということを出発して、他市も参考にしながらやっていくということがいい。

結論

「モニターとは」と記載されている内容を基本としてスタートするこ

ととした。

(2) 第2条「市民懇談会の削除」について

委員の主な意見

- 市民懇談会は申し込んだ団体が主導なので、傍聴は団体の了解をもらうことが原則。「申し込んだ団体に対する配慮」という書き方ではなく、「主導権は申し込んだ団体なので」など、理由の言い回しを換えればいい。
- 単なる傍聴と違う。議会に提言するために議会活動のあらゆる分野を傍聴するということになっているので、議会に附属するモニターということであれば、違和感はない。
- 市民懇談会の実施要綱などについて、基本条例を議論する中で随分議論した。傍聴として外部の人を入れるか議論して、団体からの申込みによる議会と対等の意見交換の場ということで、モニターとはいえ、外部の人が入ってくると違和感があるので、削除したことは賛成できる。
- 議会活動全般について提言を受けるということなのに、モニターの活動が制限されるということはいかなるものか。
- 市民懇談会終了後にアンケートを取れば、進行方法などの意見が聞けるので、モニターが絶対入っていないとチェックできないとは思わない。モニターが必要なのか。
- 市民懇談会の申込書に市民モニターが入ってもいいかという項目を入れて確認するなど、今後の検討課題として、まずは市民モニターを実施したらいい。
- 非公開の会議はモニターの対象ではないということは、モニターとして提言できないということか。議会活動全体についてモニターが意見を言える制度にしないとモニターの権威が低くなる。
- モニターが入ることによって、市民の意見が制限される懸念がある。当面は主催がどちらかということで実施すべきだ。
- まず公開されているものからスタートして、今後非公開のものについて検討し、段階を踏んでいくことにしたらいい。

結論

要綱案どおり公開されているものからスタートし、その後非公開のものについても検討していくことにした。

(3) 第4条「定数」について

委員の主な意見

- 前回、50人では多いのではないかという議論になったが、資料を見て、地域や世代で幅広くという意味からするとある程度の人数になるのは仕方がない。10人は少なすぎる。
- 年齢などのバランスを取ろうとしたら10人では難しい。ある程度人数がいる。
- 50人ぐらいになったときにモニターとしてどのように意見を出してもらうかイメージが湧かない。役割を分担してもらおうということであれば分かるが、個人で意見を出してもらうのに果たして50人いるのか。
- 10人に収まった経緯は、どんな意見が出るか分からないし、收拾が付かなくなるかもしれないということで、とりあえず10人程度でスタートしようということだった。
- 少なすぎると幅広く世代を超えた意見がもらえない。より多くの人に声を掛け、議会に関心を持ってもらって、意見を出してもらおうという趣旨からすれば、50人ぐらいでスタートして、その後はモニターの意見を聞きながら、改善していけばいい。
- 四日市の実績を見ると50人のうち定例会の傍聴は延べ7人とか9人。それを考えると10人で本当に意見が出てくるのか。30人以上いないと無理だと思う。多岐に渡る人が可能な状況で意見を出せるように設定しなければいけない。
- モニター制度は外からの目で議会に何が足りないかというチェックの意味と全く議会に関心のなかった人がモニターになることによって議会に目を向けるきっかけとなり、変わってもらおうという意味もある。議会も市民の声を反映させることができるように変わることで

市民の信頼を得ていかなければいけない。10人は当初の案だったが、もう少し増やしたほうがいい。

結論

今後も議論していくこととした。

3 次回委員会の開催日について

次回の委員会は、12月18日10時から開催することとした。

第15回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成26年11月19日(水)

午前10時

場所 第1委員会室

調査事項

- 1 委員会中継について
- 2 市民モニターについて
- 3 災害時における議会の対応について
- 4 その他
 - (1) その他
 - (2) 次回委員会開催日について

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見、提言等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

【モニターとは】

市議会モニター制度とは、市議会の活動・運営に関してモニター個人の意見・提言等を提出してもらい、それを議会活動等に反映させることで、さらに議会改革を進めていくための制度である。

モニターは、職務の全てをこなす必要はなく、できる範囲内でモニタリングを行う。

また、基本的にはモニターから議会への一方通行で、一同に介する必要はなく、空いた時間を使ってモニタリングすることができる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

【市民懇談会を対象から削除】

市民懇談会は、申し込んだ団体と議会とが対等の立場で懇談する会議であるので、傍聴を認めるかなど申し込んだ団体に対する配慮が必要である。

また、市民懇談会は、傍聴を想定していないので、傍聴を認めた場合、会場設営や傍聴者の把握が難しい。

市民懇談会の運営方法に関する意見、提言等は、当該申し込んだ団体から受けるシステムをつくれば、モニター制度の補完になる。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見、提言等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 山陽小野田市議会だより、山陽小野田市議会ホームページ及び山陽小野田市議会フェイスブックページに関する意見、提言等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が行う市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) 削除（モニター会議に出席し、議会活動及び運営に関する意見交換を行うこと。）

【モニター会議を削除】

モニターから個人意見を提出してもらうのがモニター制度であるが、「モニター会議」だと、モニター全体の意見をまとめて提言するための会議のように取れる。

また、モニターを集めて意見交換をした場合、議会に批判的な人や自分の意見を常に主張する人などに発言が偏り、モニター全員と意見交換できない可能性がある。

1年に1回、委嘱状の交付とモニター制度の説明を行う会議は必要であるが、手続上の問題であるので、第11条の「議長が別に定める」という条項で開催すればいいのではないか。

- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

【定員】

定員を10人程度としたが、人数が少ない場合、広く意見を聞くということにならないのではないか。

会議の傍聴・視聴、議会報告会、ホームページなどモニタリングの対象となる内容は多岐にわたっており、それぞれモニタリングしてもらうためには多くの人数が必要ではないか。

また、年齢、性別、居住地について、著しい偏りがないように配慮する場合、少ない人数では対応しきれないので、推薦方法と合わせて再検討が必要ではないか。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(募集方法)

第6条 市議会モニターの募集は、次に掲げる方法により行うとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦
- (2) 公募

【推薦団体及び人数】

推薦団体をあらかじめ決めておく必要があるが、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないような配慮が必要である。その場合、定員も一緒に検討する必要がある。

(推薦団体及び人数の例) 別紙のとおり

【公募の重複】

執行部の審議会等の委員を複数受けている人を公募モニターから除外するという考え方について、兼ねることの弊害は何か。

執行部内で複数兼ねる場合は、多様な市民の意見を市政に反映させるという公募の趣旨に反し、固定された人の意見となるので弊害があると言えるが、執行部の審議会等の委員と議会モニターは全く目的が違うものなので、それらを兼ねることによって、弊害があるのか。

議会モニターに何期も連続してなるとか、議会が設置した審議会の委員と兼ねるとかいうことであれば弊害があると言えるが。

(選考)

第7条 市民モニターの選考は、広報広聴特別委員会広聴部会において行うものとする。

- 2 前項の規定による市民モニターの選考に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

【選考とは】

公募の委員について、定足数以上の場合などに選考する。

団体推薦は、原則、推薦のとおり選任する。

(委嘱及び解嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見、提言等)

第9条 市議会モニターから意見、提言等が提出されたときは、議長は当該意見、提言等に関係する委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見、提言等の送付を受けた委員会は、当該意見、提言等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見、提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(謝礼)

第10条 市議会モニターに対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

【謝礼】

モニターは非常勤の地方公務員に当たらないので、報酬は支払えない。
モニターは通常の生活の中での活動を想定しているので、モニター活動全体のお礼として謝礼を渡すものである。
なお、謝礼の内容は、他市の状況も調査し、決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

市議会モニター推薦団体及び定員（案）

○ 推薦委員 42人

- ・自治会連合会 11人（各地区1名ずつ）
- ・ふるさとづくり協議会 6人（各中学校区1名ずつ）
- ・小野田商工会議所 3人（青年部・婦人部各1人含む）
- ・山陽商工会議所 3人（青年部・婦人部各1人含む）
- ・山陽小野田市女性団体連合協議会 3人
- ・山陽小野田市母子寡婦福祉連合会 2人
- ・小野田青年会議所 2人
- ・山陽小野田市小・中学校PTA連合会 3人
- ・山陽小野田市子ども会育成連絡協議会 3人
- ・山陽小野田市保育協会 3人
- ・漁業協同組合 4人（各組合1人ずつ）
- ・農業協同組合 3人（各地区1人ずつ）
- ・山口東京理科大学学生 3人
- ・民生児童委員協議会 2人
- ・山陽小野田市老人クラブ連合会 2人

○ 公募委員 10人程度